

男女(ひと)が  
みとめあい  
育てあう  
まちづくり

# 川西町男女共同参画計画

山形県川西町

**“男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要の課題”**

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が成立施行、内閣総理大臣が推進本部長となり、国の男女共同参画社会の実現を目指す取り組みがスタートいたしました。

一方地方自治体においても、法の主旨に則り、男女共同参画計画を策定し推進することが求められています。

川西町は、このような動向を踏まえ、少子高齢化による社会力の低下が懸念される中、男女が互いに認めあい、その能力を最大限に発揮できる社会の創造により活力あるまちづくりを建設するため、川西町男女共同参画計画を策定いたしました。町民の代表からなる策定委員会を組織し、意識調査を実施するとともにその過程の中で様々なご意見を承りながら取りまとめて参りました。

川西町は農業を主体とした産業に支えられ発展した経過から三世帯同居率が高く、男女の役割分担に縛られてきた傾向があります。しかし近年、若者を中心に他産業へ従事する者が増加し、世代間・性別間によりその捉え方も大きく異なってきています。特に、家事・育児・介護等の役割の固定化は、社会的損失にもつながりかねず、活力あるまちづくりを進めるために解決していかなければなりません。

本計画の中では、町民が等しく様々な場面で能力が発揮できるような機会の創出、組織の育成を目指しております。更に、男女共同参画社会実現のために、役場内に推進本部を設置し、町民の皆さんや事業者の皆さんと一体となって取り組んで参ります。この計画は、5年間を目標とした行動計画です。あらゆる場面で男女共同参画の視点から点検・評価をし実効性のある事業実施に努めて参ります。ぜひ町民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

結びに、本計画策定にあたり貴重な時間を提供いただき、ご意見を賜りました策定委員の方々に心より感謝申し上げます。

平成18年3月

川西町長 原田俊二



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の構成・期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 計画の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5. 本町を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 計画のめざす方向性

- 1. 将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 分野別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. 計画のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第3章 具体的取り組み

### 分野別目標：ともに支えあい、活力のあるまち

- 1. 女性の活躍の場の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2. 政策・方針決定への男女共同参画の推進・・・・・・・・ 18

### 分野別目標：ともにいきいきと働けるまち

- 1. 安心して子育てできる環境の整備・・・・・・・・・・ 19
- 2. 女性の能力が発揮しやすい環境の整備・・・・・・・・ 21

### 分野別目標：互いを尊重し、個性を豊かにするまち

- 1. 男女共同参画意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2. 男女共同参画社会実現のための推進体制の確立・・ 25
- 目標数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## 第4章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

# ■第1章 計画の策定にあたって

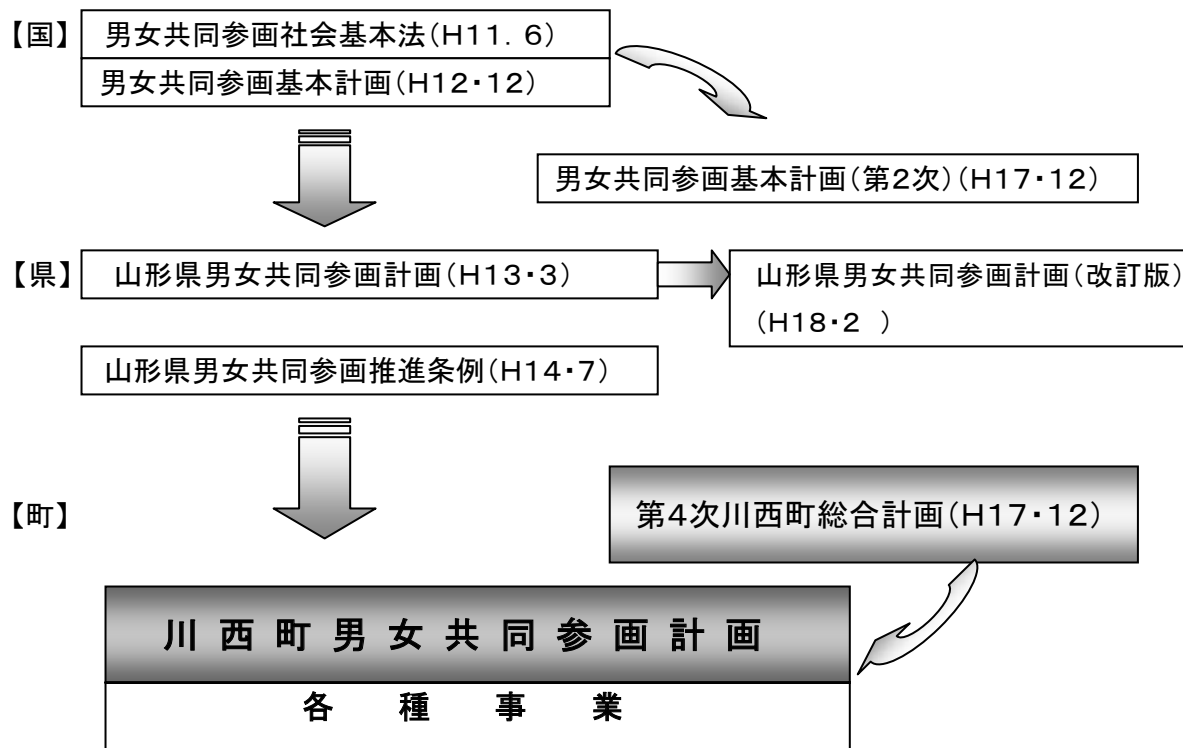
## 1 計画策定の趣旨

21世紀をむかえ、少子高齢化、高度情報化といった急激な進展により、社会や経済を取り巻く環境が大きく変化しています。その中で、すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちつつ、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現することが必要です。このことを基本として平成11年に国の「男女共同参画社会基本法」が制定され、わが国の最重要課題の一つとして位置づけられました。この理念に基づいて、川西町では、男女共同参画社会の実現を目指し、家庭、地域、社会において、住みよいまちづくりに向けた「男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、第4次川西町総合計画の個別行動計画として、男女共同参画社会の実現をめざし、川西町に住み、働き、学ぶすべての人々が主体的に行動し、かつ、町民と行政が協働して取り組むことを基盤とする行動計画です。

また、本計画は国の「男女共同参画社会基本法」及び県の「山形県男女共同参画条例」及び「山形県男女共同参画計画」の内容を踏まえ、「川西町男女共同参画アンケート調査」（住民対象：平成17年4月実施）の結果や「川西町男女共同参画計画策定委員会」「川西町男女共同参画計画策定推進会議」などの意見を中心に、川西町の独自性や地域性を踏まえて策定したものです。



### 3 計画の構成・期間

#### (1) 計画の構成

- ① 町民、行政の役割分担と年次計画
- ② 目標数値
- ③ 計画の推進体制

#### (2) 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

### 4 計画の視点

#### (1) 男女の人権の尊重

家庭や地域、また職場など社会のあらゆる分野に参加・参画できることは男女いずれにとっても大切な人権のひとつです。これらが、男女の別によって妨げられたり、差別されることがないように社会環境及び条件整備が必要です。

#### (2) 自立した個人の確立

これまで、女性は経済的な自立や、社会とのかかわりの中で意思決定過程への参画や責任遂行といった社会的自立が遅れており、男性は、家事を中心とした生活に関する自立が遅れていました。男女共同参画社会の実現は、男女がともに自立することが大切で、自立した個人としての男女の確立を目指して、いずれの性にも目配りした環境整備が必要です。

#### (3) 社会的・文化的な性差にとらわれない視点

私たちの意識、行動、社会の制度、慣行の中に根強く存在する社会的・文化的な性差は、男女が性別にかかわらず持っている個性や能力を発揮する機会を狭め、固定的な性別役割を次世代へと引き継ぐ可能性があります。これまでの固定的な意識や制度、慣行を見直すとともに、男女が社会的・文化的な性差にとらわれない視点を持ちます。

#### (4) パートナーシップの確立

家庭、地域、労働、教育など、あらゆる分野における共同参画を推進するために、女性と男性、町民と行政、家庭と地域、学校と地域などといった、さまざまなネットワークづくりと、互いに協力・支援しあえるパートナーシップの確立を図ります。

## 5 本町を取り巻く現状と課題

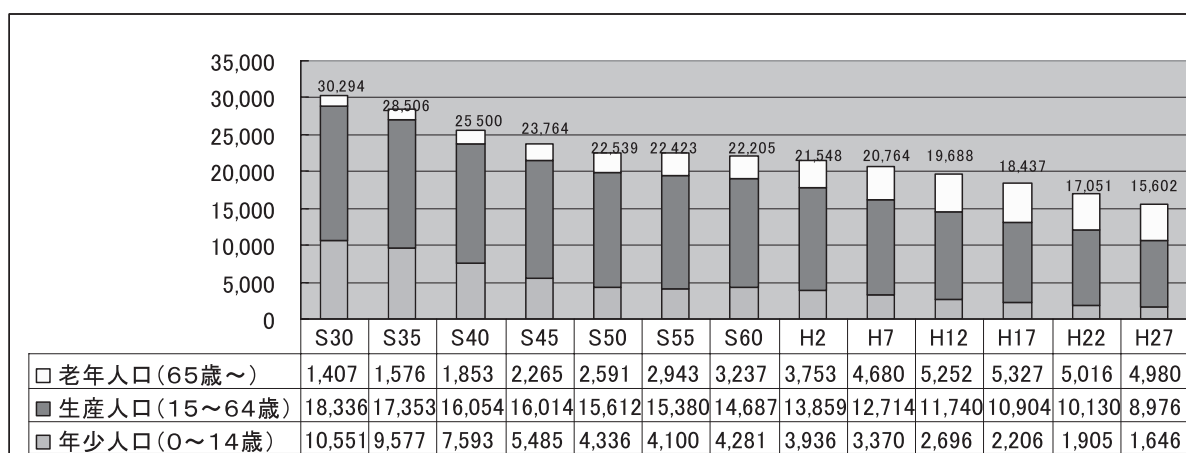
### (1) 新たな社会の形成

本町は少子高齢化が進み、高齢化率は28.7%（平成17年4月1日現在：住民基本台帳）となっています。産業別就業者数では平成2年と平成12年を比較すると、第1次産業が34%減少し、第3次産業は8%の伸びがみられます。また、以前から三世代同居率の高い本町においても、核家族の割合は平成2年と平成12年を比較すると7%増加し、三世代同居の割合は8%（国勢調査）減少しております。このように、人口構造の変化や就業構造、家族形態等、社会構造が全国的に大きく変わっていく流れが本町にも現れています。一方、住民アンケートによれば、本町は男性優位の意識や慣習・しきたりがあり、社会構造の変化に対応しにくい現状が見られます。

このような現状から、性別で固定化された従来型の制度や社会のシステムを見直し、地域や家庭、職場など様々な場面において男女ともに課題を探り、性別で偏らない地域の形成や、社会の変化に対応できる新たな仕組みをつくる必要があります。

国勢調査人口及び将来人口（川西町）

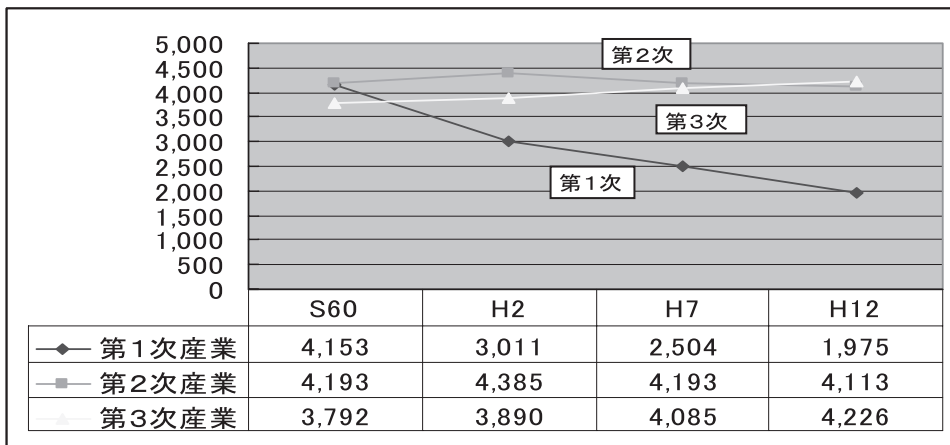
（単位：人）



（昭和30年～平成12年：国勢調査 平成17年以降国立社会保障・人口問題研究所市町村人口推計）

### 川西町の産業別就業者数の推移

(単位：人)



(資料：国勢調査)

### 県内での位置づけ (順位:44市町村中の川西町)

	単位	H2	H7	H12	順位
1世帯あたりの人員	人	4	4	4	10位
1人世帯	%	7	7	9	29位
核家族世帯	%	33	34	35	32位
高齢者のいる世帯	%	57	66	71	10位
三世帯同居率	%	50	47	48	10位

(資料：やまがたわがまち100の指標)

### (2) 団体・グループ活動の推進

本町では男女共同参画社会の実現に向け、平成7年度から「女性学講座」や「輝いて生きるフォーラム」を開催してきました。平成13年度にはその卒業生による自主グループが誕生し、独自に男女共同参画の講演会を開催するなどの広がりが見られます。また、川西町婦人団体連絡協議会を機軸とした所属団体がそれぞれの特徴を活かした活動やその他の団体・グループの独自の活動が様々な形で行われています。このような活動を更に推進するためには、地域のリーダーとなる女性の育成や女性グループが活躍できる環境づくりが必要です。

女性が活躍できる環境づくりには、女性のみならず男性の共同参画体制が必要不可欠であり、協働しともに活動することが必要です。

### (3) 社会参画機会の拡大

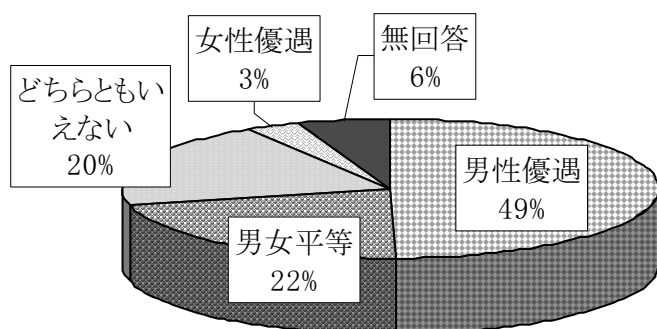
これまでで少なかった女性の社会参加の拡大とそれを阻む身近な障害を取り除くことが必要です。

本町の各種委員会、審議会等における女性の登用状況は、福祉や教育部門では高い割合になっているものの、多くは女性委員が不在だったり、委員がいても1割程度になっています。更に地域や各種団体の役員でも女性が少なく、男性が多く担っているのが現状です。

男性の意見も女性の意見も等しく町政や地域に反映し、誰もが生き生きと暮らすことのできるまちづくりをしていくことが大切です。

一方、住民アンケートによれば、家庭生活における男性の参画の割合は低く、ほとんど女性が担っています。今後、少子高齢社会による労働人口の減少に伴い、女性の労働力がさらに求められる社会になってくことが予想される中で、「家事・育児・介護は女性のすること」という意識や慣行を変え、男性も女性も働きやすい環境を共につくっていくためのパートナーシップが必要です。

### 男女の地位は地域社会でどの程度平等か



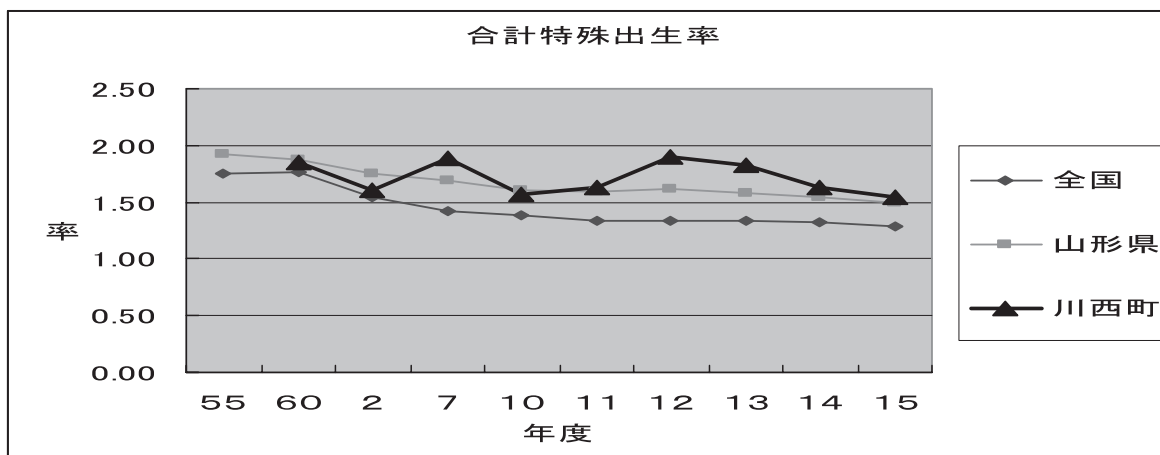
(資料:H17年度町民アンケート調査)

### (4) 子育て環境の整備

本町の合計特殊出生率は、平成12年度で1.90(町保健指導業務実績)だったものが、平成15年度で1.55と山形県の1.49、全国の1.29(厚生労働省「人口動態統計」における指標)よりは高いものの少子化の傾向が顕著です。また、本町の25歳から49歳までの男女の未婚率も上昇しており、少子化に拍車をかけている現状があります。このような現状の中で子どもたちをどのように守り育てていくかということが大きな課題になっています。家族構成、働き方、生き方が多様な現在では、家庭内や施設のみならず、地域社会で子どもを育てあう環境づくりが必要となっています。さらに、地域で子育てすることによって、地域の活性化、人のつながり等のネットワークづくりが期待されます。

子育て中の母親の負担を軽減するために、また、子どもが多様な大人とのかかわりを持つことで豊かな心を育むためにも、父親に積極的な参画を促す施策を展開し、子育て環境の整備を図る必要があります。





年度	55	60	2	7	10	11	12	13	14	15
全国	1.75	1.76	1.54	1.42	1.38	1.34	1.34	1.33	1.32	1.29
山形県	1.93	1.87	1.75	1.69	1.61	1.59	1.62	1.58	1.54	1.49
川西町		1.85	1.61	1.89	1.57	1.63	1.90	1.83	1.63	1.55

(資料:厚生労働省「人口動態統計」・川西町保健指導業務実績)

### (5) 女性の能力開発と起業支援

本町の基幹産業である農業の就業人口は年々減少していますが、その男女の構成比を平成12年度でみると、女性が50.7%（農林業センサス）と僅かに男性を上回っています。このような状況から今後の農業には女性の力が不可欠になってきています。更に労働者としての女性の力、生産者であり消費者である女性の視点を活かした施策を展開し、本町産業振興の発展に努める必要があります。

福祉分野においては、65歳以上の親族のいる世帯の割合も平成7年は66%、平成12年は71%（国勢調査）と確実に増加しており、65歳以上の単身世帯の数も増加していることから、今後、従来女性が担ってきた介護や福祉、経験や知識、技術の視点をビジネス化することが雇用の創出や起業支援につながり、福祉向上へもつながっていくことが期待できます。

さらに、農業や福祉の分野のみならず、商業分野での女性の活動や創造性豊かな事業の活性化も必要です。

このような新たな視点での事業展開のために、経営や起業の支援による人材育成を進め、女性が活躍できる基盤づくりをしていくことが必要です。

## 川西町の農業の状況

### 農家人口・農業就業人口・農業専従者

年度	農家人口			農業就業人口			農業専従者		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2	12,193	5,967	7,550	3,715	1,776	1,939	1,556	1,027	529
4	11,405	5,617	5,788	3,358	1,624	1,734	1,314	922	392
7	10,432	5,165	5,267	2,981	1,503	1,478	1,156	848	308
9	9,724	4,805	4,919	2,769	1,399	1,370	1,143	824	310
12	9,368	4,613	4,755	2,729	1,345	1,384	1,010	692	318

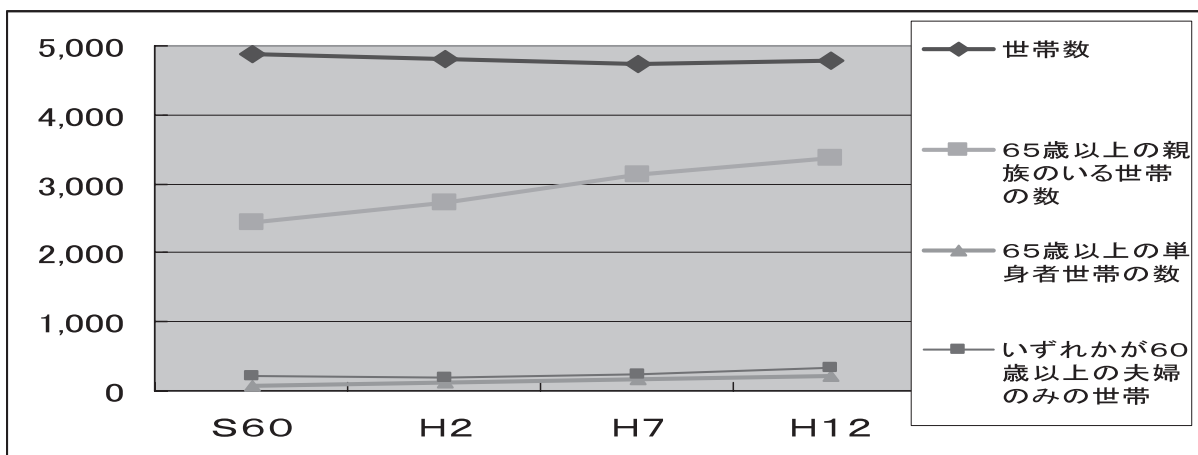
(資料:農林業センサス)

### 川西町の産直所

JA川西地区女性部夕市
ダリヤ村産直会
フレッシュ&Fresh
産地産直みどり組合「産直みどり」
よじま「四季の市」
八幡宮夕市「中郡村」
吉島中央直売
雁鏡農園

(資料:町産業創造室)

### 川西町の高齢者世帯の状況



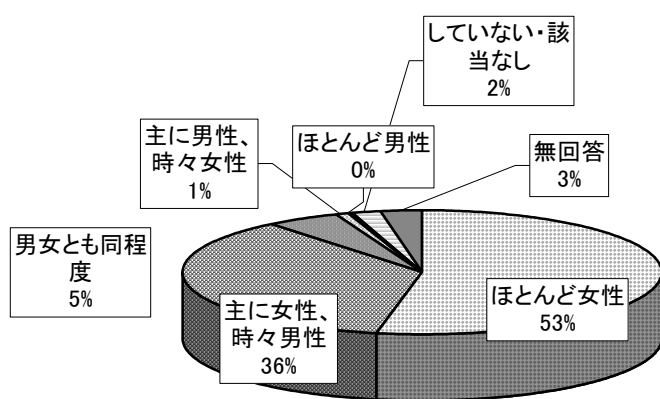
項目	S60	H2	H7	H12
世帯数	4,882	4,810	4,744	4,773
65歳以上の親族のいる世帯の数	2,429	2,718	3,134	3,373
65歳以上の単身者世帯の数	81	126	156	227
いずれかが60歳以上の夫婦のみの世帯	214	190	250	333

(資料:国勢調査)

## (6) 男女共同参画意識の啓発

住民アンケートでは、家庭、慣習やしきたり、地域社会での男女の地位は「男性が優遇されている」という結果があり、家事や育児は女性、地域活動は男性といった役割が固定されている現状があります。さらに、高齢化率28.7%（平成17年4月1日現在：住民基本台帳）の本町においては女性のみが行うという役割が固定された中での生活では介護や労働力、子育て等々社会生活の様々なところで限界があり、男女が共に尊重される地域にするための施策が必要です。そのためには、固定的な性別役割分担の考え方から脱却するための啓発活動を強力に推進していくことが必要です。

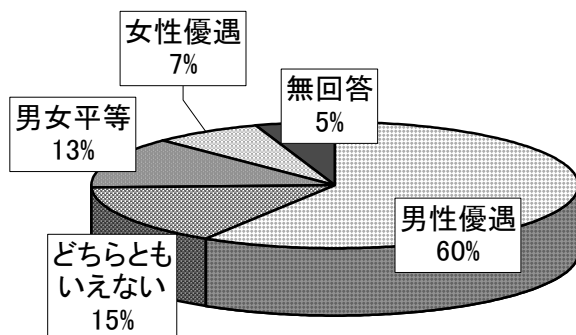
### 家庭の中で家事をする割合



選択項目	人数	構成比
ほとんど女性	422	53.0%
主に女性、時々男性	287	36.1%
男女とも同程度	41	5.2%
主に男性、時々女性	6	0.8%
ほとんど男性	3	0.4%
していない・該当なし	15	1.9%
無回答	22	2.8%
合計	796	100.0%

(資料：H17年度町民アンケート調査)

### 男女の地位は慣習・しきたりではどの程度平等か



選択項目	人数	構成比
男性優遇	469	58.9%
どちらともいえない	123	15.5%
男女平等	105	13.2%
女性優遇	57	7.2%
無回答	42	5.3%
合計	796	100.0%

(資料：H17年度町民アンケート調査)



## **(7)推進体制の充実**

男女共同参画政策は、単なる住民サービスではなく行政自身が、男女共同参画の理念に基づいて、各種の施策を進めることが必要です。そのためには、職員の意識啓発や関連部門との密接な連携が不可欠で、庁内全体にわたる合意形成を図る必要があります。このため庁内の推進体制の充実を図り、男女共同参画社会の実現に向けて率先して先導的な取り組みを進めていかなければなりません。

また、町民主体となる運動体としての母体づくりを行い、個人、団体、地域の中で男女共同参画社会が実現できるよう体制の整備に努める必要があります。

さらに、行動計画として具現化していくためには、随時進捗状況を把握、評価し、具体的成果を見出していくことが必要です。

## ■第2章 計画のめざす方向性

### 1 将来像

## 「緑と愛と丘のあるまち」の創造

本町の特長である豊かな大地(緑)は、いにしえより受け継がれてきた自然豊かな山々が育む里山の恵み(丘)を受け、ここに住む一人ひとりが知恵と共に支えあう心(愛)によって、大きな夢と希望が享受でき、安心して暮らしの営みができます。

こうしたまちづくりを将来にわたり継承していくことが私たちの使命であり、町の将来像を第4次川西町総合計画で掲げる町の将来像と同様に設定します。

### 2 基本目標

## 男女(ひと)が みとめあい 育てあう まちづくり

性別による固定的な役割分担の意識を変え、女性も男性も互いにその個性と能力をみとめあい、育てあえる男女共同参画社会の実現を目指します。

女性も男性もあらゆる分野で活躍できるまちづくりに向け、働きやすく、安心して子育てできる環境づくりを推進します。さらに、自分の能力を発揮し、自己実現できる活力のあるまちづくりを目指し、基本目標を設定します。

### 3 分野別目標

#### ともに支えあい、活力のあるまち

女性も男性も地域や家庭、職場でいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。その中で町民が主体となり、団体やグループ、NPO等を立ち上げ、活力あるまちを目指します。

また、あらゆる場面に男性の意見も女性の意見も反映され、女性の能力が最大限発揮できるよう各種団体の役員や委員会審議会等への女性の参画を図ります。さらに、女性が経済的に自立し、自信をもって社会参画することをめざして、農業や商業はもとより新しい産業での起業を促進します。

#### ともにいきいきと働けるまち

女性も男性も仕事と家庭が両立できる働き方をするため、家事・育児・介護等は男性も分担することが求められます。

子育ては家庭や施設だけでなく、地域で担える環境をつくり、働きやすく、安心して子供を産み育て、いつまでも住み続けられるまちづくりを推進します。

あらゆる分野の女性が今以上にいきいきと働くために、様々な生き方にあった仕事ができる環境づくりを推進します。さらに、地域における女性の参画は、町全体を活性化させる原動力になることから、地域をリードする女性のリーダーを育成し、地域での男女共同参画を促進します。

#### 互いを尊重し、個性を豊かにするまち

男女共同参画意識を定着させるため、あらゆる場面での積極的な意識啓発や広報活動、さらに講演会や学習会の開催等の学習機会を充実します。

さらに、男女共同参画の理念を浸透させるために、町民による推進母体としての(仮)男女共同参画のまちづくり会議を設置し、計画の進捗状況の確認等を行います。行政では、男女共同参画の理念に基づいて、各種の施策を進め、強力な庁内推進体制の下に男女共同参画社会の実現に向けて、率先して先導的な取り組みを進めていきます。

## 4 計画のイメージ

### 将来像:「緑と愛と丘のあるまち」の創造

基本目標:男女(ひと)がみとめあい 育てあう まちづくり

〔例示〕

◇施策の方向性

「女性の経済的自立の促進」

**町民**

経済的自立や自己実現に向けた起業を実現するための情報収集や技術取得のため行動します。

**行政**

起業支援のため、研修会の開催支援、情報提供等の事業を実施し女性が能力を生かし、経済的自立を図るための施策を展開します。

【5年目】

**数値目標の達成**

女性の活躍の場の創出。政策方針決定への男女共同参画の推進。安心して子育てできる環境の整備。地域社会での参画促進。男女共同参画意識の醸成。推進体制の確立。 **活力のあるまち**

5ヵ年計画

【1年目】

計画推進体制の確立、意識の啓蒙・啓発  
⇒ 「理解」

**計画推進の仕組み**

町 民

男女共同参画の視点による活動

協働・連携・参画

行政と町民による進行管理  
《(仮) 男女共同参画のまちづくり会議》

行 政

計画の推進、支援、先導的な取り組み

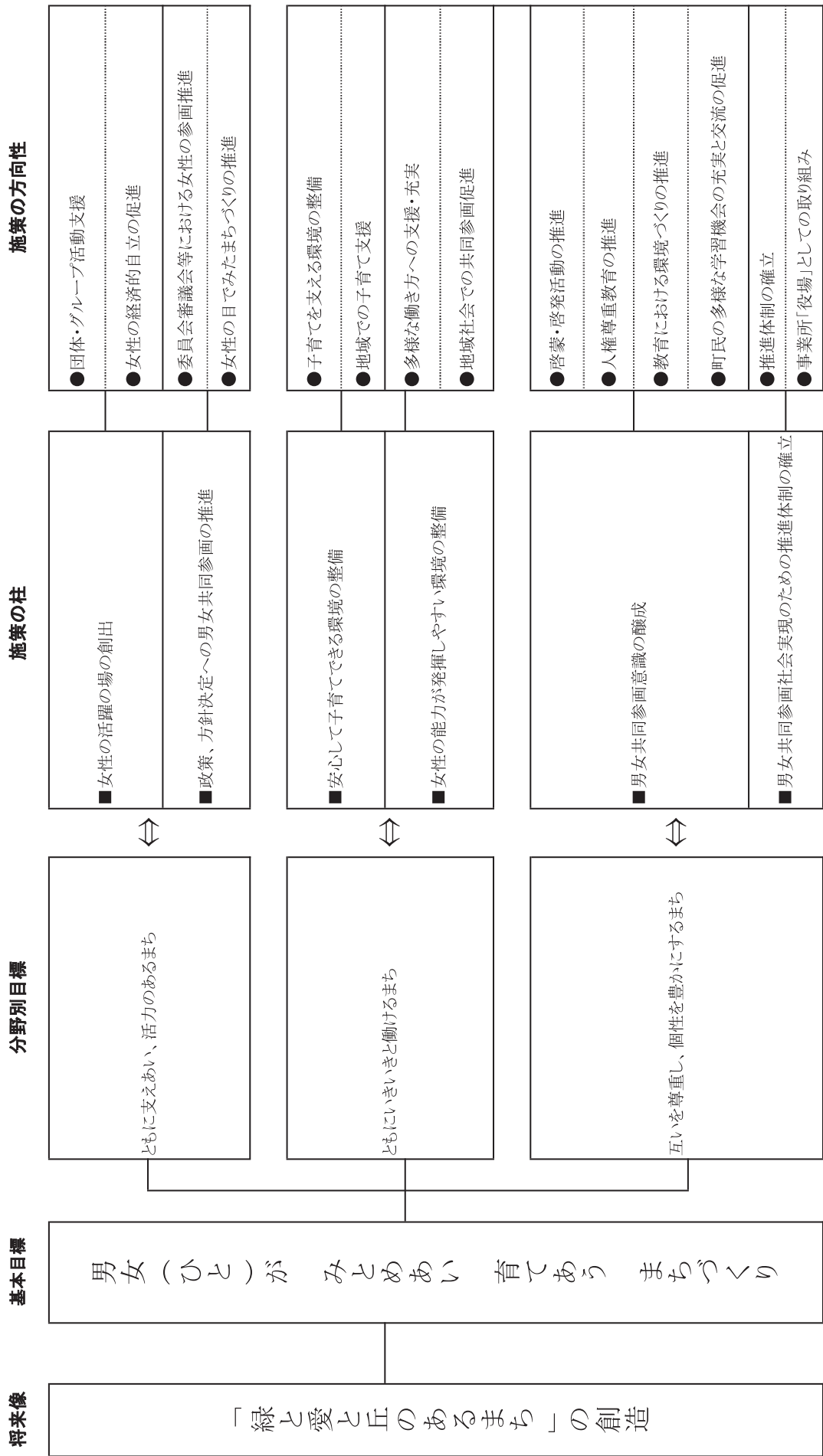
【課題】

- ◆ 新たな社会の形成
- ◆ 社会参画機会の拡大
- ◆ 女性の能力開発と起業支援
- ◆ 推進体制の充実
- ◆ 団体・グループ活動の推進
- ◆ 子育て環境の整備
- ◆ 男女共同参画意識の啓発

【計画の視点】

- 男女の人権の尊重
- 社会的文化的な性差にとらわれない視点
- 自立した個人の確立
- パートナーシップの確立

# 5 施策の体系





分野別目標	施策の柱	施策の方向性	施策
ともに支えあい、活力あるまち	女性の活躍の場の創出	<p>団体・グループ活動支援</p> <p>女性の経済的自立の促進</p>	<p>男女共同参画に関心のある団体・個人の支援</p> <p>各種既存団体への女性の参画・役員登用の促進</p> <p>ボランティア、NPO等の育成、支援</p> <p>起業・経営のための支援</p> <p>就業能力を教育訓練するための支援</p>
	政策、方針決定への男女共同参画の推進	<p>委員会審議会等における女性の参画推進</p> <p>女性の目でみたまちづくりの推進</p>	<p>女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消</p> <p>女性の登用率の設定・促進</p> <p>まちづくりへの女性の視点の反映</p>
ともにいきいきと働けるまち	安心して子育てでできる環境の整備	<p>子育てを支える環境の整備</p> <p>地域での子育て支援</p>	<p>多様な保育・子育てニーズへの対応</p> <p>子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て中の親の交流の場づくり</p> <p>子育てを地域で担う体制づくり</p>
	女性の能力が発揮しやすい環境の整備	<p>多様な働き方への支援・充実</p> <p>地域社会での共同参画促進</p>	<p>農業、商工業女性の経営への参画機会拡大</p> <p>多様な働き方の普及促進</p> <p>地域女性リーダー育成</p>

分野別目標	施策の柱	施策の方向性	施策
互いを尊重し、個性を豊かにするまち	男女共同参画意識の醸成	啓蒙・啓発活動の推進 人権尊重教育の推進 教育における環境づくりの支援 町民の多様な学習機会の充実と交流の促進	男女共同参画推進のための啓発・情報提供 地域活動の推進 配偶者からの暴力(DV)をなくす意識の啓発 人権尊重に関する教育、学習の推進 心のサポート・相談体制の充実 教育における男女共同参画の推進 家庭や地域における性別役割分担意識の解消 高齢者の男女平等意識の推進 多様な学習意欲への対応 多様な価値観を認めあう交流の促進
	男女共同参画社会実現のための推進体制の確立	推進体制の確立 事業所「役場」としての取り組み	推進体制の整備(仮:男女共同参画のまちづくり会議の設置) 庁内推進体制の整備【点検・評価機能の充実】 調査・研究の推進 女性問題相談窓口体制の確立 職員研修の充実 能力が発揮できる環境づくり 仕事と家庭の両立支援

## ■第3章 具体的取り組み

分野別目標 : ともに支えあい、活力のあるまち

### 1 女性の活躍の場の創出

#### ◆ 団体・グループ活動支援

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>男女共同参画に関心のある団体・個人の支援</b>  男女共同参画の視点による各種団体・個人の活動を支援します。	自らが計画するセミナー、研修会への支援	協働のまちづくり室	H19-22
	先進地の女性団体との相互交流の推進		H21-22
<b>各種既存団体への女性の参画・役員登用への促進</b>  男女がともに参画する団体活動の推進に向け、女性の役員登用を促進します。	男女共同参画の視点による講演会の開催	教育文化課	H18-22
	役職等へ女性の参画を推進するための啓発	協働のまちづくり室 関係各課	H18-22
<b>ボランティア・NPO等の育成、支援</b>  ボランティアやNPO等様々な自主活動に対し、人材育成や支援を行います。	ボランティア活動・NPO 設立のための情報提供	協働のまちづくり室	H18-22
	ボランティア・NPOのネットワーク支援		H19-22

#### 町民の役割

- ◆ 研修会や講演会に積極的に参加し、女性も男性も同じように活躍できる環境づくりに努めます。

#### 用語の説明

NPO … 英語のNon-Profit Organizationの略で非営利組織。行政や企業とは独立した存在として、町民、民間支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

◆女性の経済的自立の促進

施 策	施策の展開	行政	実施年次
<b>起業・経営のための支援</b> 起業や経営を目指す人がその目的を達成するための支援をします。	新規起業家の育成、支援	産業創造室	H18-22
	特産品を活用したビジネス展開への支援		H18-22
	経営に関する支援・情報提供		H18-22
<b>就業能力を教育訓練するための支援</b> 新規就労者や再就職者に対して企業が求めている人材育成のため支援します。	能力開発のための支援・情報提供	産業創造室	H19-21
	求人状況等情報提供		H18-22

町民の役割

- ◆経済的自立や自己実現に向けた起業を実現するための情報収集や技術取得のため行動します。
- ◆自己の能力を高めます。



## 2 政策、方針決定への男女共同参画の推進

### ◆委員会審議会等における女性の参画推進

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消</b>  町政に対する女性の関心を高め、意見が反映するために、審議会、委員会等への広範な女性の参画を推進します。	施策、方針決定過程の参画に関する調査・研究の実施	政策総務課 協働のまちづくり室	H18-20
	女性委員不在の委員会、審議会の解消	政策総務課 関係各課	H18-22
	公募制(定数の20%)の導入(公募の50%の女性の登用)		H18-22
<b>女性の登用率の設定・促進</b>  委員会審議会等での女性の登用率を定め、達成に向けていきます。	委員会、審議会等への女性の登用率30%の達成	政策総務課	H18-22

#### 町民の役割

- ◆委員会審議会等に意見が反映されるよう積極的に参画します。

### ◆女性の目でみたまちづくりの推進

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>まちづくりへの女性の視点の反映</b>  生活上の課題や問題点を女性の視点で捉え、まちづくりに反映させます。	歩いて知るまちづくりワークショップの開催	協働のまちづくり室 関係各課	H18-22
	男女共同参画まちづくりメッセの開催		H18-20

#### 町民の役割

- ◆住みやすい町にするため積極的に参画します。
- ◆仲間づくりや人との交流を深めるため様々なイベントに参加します。

#### 用語の説明

メッセ・・・ 見本市

ワークショップ・・・ 参加者がともに討議したり、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、参加者の前向きな意欲を引き出し、お互いの考え方や立場の違いを学びながら、提案をまとめる手法であり、その集まりのことです。

## 分野別目標 : ともにいきいきと働けるまち

### 1 安心して子育てできる環境の整備

#### ◆子育てを支える環境整備

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>多様な保育・子育てニーズへの対応</b>  保育施設の機能を充実させ、保育サービスの充実を図り、男女ともに子どもを育てながら、働きつづけられるための施策を支援します。	乳児保育の充実	子ども育成室	H18-22
	一時保育、時間外保育、延長保育の充実		H18-22
	学童保育の促進・支援		H18-22
	育児休業制度の取得促進	子ども育成室 産業創造室	H18-22
<b>子育て支援サービスの充実</b>  子育てを社会全体で支えていく環境整備を推進します。	子育て支援センターを拠点とした相談事業の充実と相談機関、地域との連携	教育文化課 子ども育成室	H18-22
	育児に関する情報提供		H18-22



#### 用語の説明

学童保育・・・ 両親が共働きであるなど、保護者が不在である小学生を放課後一定時間保育することです。

育児休業制度・・・ 1歳に満たない子を養育する日々雇用者、期間雇用者を除く労働者(男女とも)はその事業主に申し出ることにより、その子が1歳に達する日までの間、希望する期間休業できる制度です。

◆地域での子育て支援

施 策	施策の展開	行政	実施年次
<b>子育て中の親の交流の場づくり</b>  子育て中の親の不安や孤独感を解消し、楽しく子育てできる場所づくりを促進します。	子育て情報の活用と交流の拡大	教育文化課 子ども育成室	H18-22
	各地区育児サークルとの連携		H18-22
<b>子育てを地域で担う体制づくり</b>  男女が共に仕事と家庭が両立でき、安心して子育てを担える地域づくりと体制づくりを推進します。	地域育児・託児ボランティアの養成	教育文化課 子ども育成室	H18-22
	地域子育てリーダーとの連携		H18-22
	関係機関とのネットワークの構築		H18-22

町民の役割

- ◆子育てしやすい地域を目指して、男性も女性も子育てに参画する地域をつくります。



## 2 女性の能力が発揮しやすい環境の整備

### ◆多様な働き方への支援・充実

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>農業、商工業女性の経営への参画機会拡大</b> 女性が経営に参画し、活躍するための環境を整備します。	農業における家族経営協定の促進	産業振興課	H18-22
	農業・商工業等自営業者における意識啓発	産業振興課 産業創造室	H18-22
	農業・商工業等自営業に従事する女性のネットワークづくりの推進		H18-22
	地域の特産品開発・観光イベント等企画への女性の参画の促進		H18-22
<b>多様な働き方の普及促進</b> 女性の就業を支援するため、多様な働き方について普及促進し、情報提供を行います。	多様な働き方の普及促進・情報提供	産業創造室	H19-22

#### 町民の役割

- ◆農業や商業にも女性の意見が今以上に反映するように経営に参画します。
- ◆自分にあった働き方を探し、意欲的に自己啓発に取り組みます。

#### 用語の説明

##### 家族経営協定・・・

農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルール・取り決めを文書化したものです。

### ◆地域社会での共同参画促進

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>地域女性リーダー育成</b> 地域の元気な女性たちが活動し、自己実現できる環境整備を推進します。	・地域リーダー養成、支援	協働のまちづくり室 教育文化課	H19-22
	・女性の情報交流等ネットワークの推進	協働のまちづくり室	H18-22

#### 町民の役割

- ◆自らの行動によって、ネットワークをつくり、地域に女性の意見が反映されるように努めます。



分野別目標 : 互いを尊重し、個性を豊かにするまち

1 男女共同参画意識の醸成

◆啓蒙・啓発活動の推進

施策	施策の展開	行政	実施年次
<p><b>男女共同参画推進のための啓発・情報の提供</b></p> <p>家庭や自治会等身近なところから、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関するあらゆる情報の提供・発信を積極的に行います。</p>	<p>男女共同参画に係わる情報の収集、町報、ホームページ等での情報の提供</p>	<p>協働のまちづくり室 関係各課</p>	<p>H18-22</p>
<p><b>地域活動の推進</b></p> <p>地域の様々なイベント・行事に対して男女共同参画の視点での取り組みを支援します。</p>	<p>男女共同参画の視点に立った行事・イベントの実施</p>	<p>教育文化課</p>	<p>H18-22</p>
	<p>行事等に男女が参加しやすい環境の整備</p>		<p>H18-22</p>
<p><b>配偶者からの暴力(DV)をなくす意識の啓発</b></p> <p>配偶者(恋人)からのあらゆる暴力や虐待をなくすための環境づくりと広報活動を行います。</p>	<p>DV問題等に関する意識の啓発</p>	<p>健康福祉課</p>	<p>H18-22</p>
	<p>被害者及び加害者に対する適切なケアの取り組み</p>		<p>H18-22</p>

町民の役割

- ◆性別役割分担意識にとらわれない社会づくりのため積極的な学習と情報収集に努め、家庭や地域活動を通して実践していきます。
- ◆DV問題等にも関心を持ち、防止活動に協力します。

用語の説明

DV (ドメスティックバイオレンス) . . .

英語のDomestic Violence の略で「配偶者(恋人)からの暴力」を言います。身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力があります。

◆人権尊重教育の推進

施 策	施策の展開	行政	実施年次
<b>人権尊重に関する教育、学習の推進</b>  個人の人権に対する意識の醸成と高揚を図るため、教育と学習を充実します。	人権啓発事業の推進	住民税務課	H18-22
	人権教育の推進	教育文化課	H18-22
<b>心のサポート・相談体制の充実</b>  人権を守るための相談体制を充実させ、相談しやすい環境をつくります。	心の相談事業の充実	教育文化課 関係各課	H18-22
	人権相談の充実	住民税務課	H18-22

町民の役割

- ◆人権を互いに尊重し、個人の能力と個性が発揮できる地域づくりに努めます。

◆教育における環境づくりの支援

施 策	施策の展開	行政	実施年次
<b>教育における男女共同参画の推進</b>  子どもたちや保護者に対して、男女共同参画の視点に立った活動や教育を推進します。	男女共同参画に関する教材の導入検討	教育文化課	H19-22
	男女混合名簿の導入の検討		H19-22
	指導者の育成		H19-22
	保護者への男女共同参画の啓発		H19-22

◆町民の多様な学習機会の充実と交流の促進

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>家庭や地域における性別役割分担意識の解消</b>  家庭や地域における固定的な役割分担意識を改善し、男女相互の協力を促進します。	男女共同参画講座の開設	教育文化課	H18-22
	父親の育児参画の学習会の促進・支援		H18-22
<b>高齢者の男女平等意識の推進</b>  これからの高齢社会を楽しく生きていくために、男女平等意識を推進します。	高齢者に対する学習会の開催	教育文化課	H18-22
	他世代との交流促進		H18-22
<b>多様な学習意欲への対応</b>  多様な機会を提供し、男女共同参画を推進します。	出前講座の実施	教育文化課	H18-22
	人材・グループバンクの活用		H18-22
	町民企画講座等の支援		H18-22
<b>多様な価値観をみとめあう交流の推進</b>  多くの人と出会い、多様な価値観を認め合える交流を推進します。	国際交流の推進	協働のまちづくり室	H18-22
	各種交流活動を通じた地域間交流の推進	関係各課	H18-22



**町民の役割**

- ◆男女共同参画の理念に対する理解を深め、率先して活動するため学習会に参加します。
- ◆家事や育児、介護について家族で話し合い、男性も積極的に分担します。

## 2 男女共同参画社会実現のための推進体制の確立

### ◆ 推進体制の確立

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>推進体制の整備(仮:男女共同参画のまちづくり会議の設置)</b> この計画がスムーズに推進するために、進捗状況を把握・検討します。	(仮)男女共同参画のまちづくり会議の設置	協働のまちづくり室	H18-22
	男女共同参画を推進するためのネットワークの推進		H18-22
<b>庁内推進体制の整備【点検・評価の充実】</b> 庁内での推進体制を整備し、計画の推進、評価、点検を図ります。	庁内推進委員会の設置	協働のまちづくり室	H18-22
	職員の研修(推進員、職員ファシリテーター、事務局)		H18-22
<b>調査、研究の推進</b> 目標達成のために調査、研究を進めます。	世代別実態調査・分析	協働のまちづくり室	H18
	先進地事例の調査研究		H18-20
<b>女性問題相談窓口体制の確立</b> 女性を取り巻く様々な問題の相談窓口を一元化します。	女性問題相談窓口体制の確立	協働のまちづくり室 関係各課	H19

#### 町民の役割

- ◆行政と一体となった男女共同参画の推進と町民の意見反映のために推進機構へ積極的に参画します。

#### 用語の説明

ファシリテーター・・・会議や学習などが円滑に成果へとたどり着くよう促進する役割を果たす人のことです。

◆事業所「役場」としての取り組み

施策	施策の展開	行政	実施年次
<b>職員研修の充実</b> 計画推進のため、全職員に対する研修を充実します。	職員の研修及び派遣	政策総務課	H18-22
	職階別研修の実施		H19-22
<b>能力が発揮できる環境づくり</b> 人材育成の環境を整え、女性職員を積極的に登用します。	適正な職階・職場の配置	政策総務課	H18-22
	女性の庁内研修講師への積極的登用		H18-22
<b>仕事と子育ての両立支援</b> (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画) 子育てや介護をする職員が仕事と両立できる環境をつくれます。	妊娠中及び出産後における制度の周知	政策総務課	H18-22
	子どもの出生時における父親の休暇取得の推進		H18-22
	介護休暇の促進		H18-22
	育児休業・介護休業等の取得促進		H18-22



## 目標数値

施策の柱	指標	現状値	初年度目標値	中間目標値	目標値
		(平成16年度)	(平成18年度)	(平成20年度)	(平成22年度)
女性の活躍の場の創出	NPO法人	1団体	2団体	11団体	16団体
	女性主体の起業団体数	8団体	13団体	15団体	18団体
政策、方針決定への男女共同参画の推進	女性委員を含む審議会・委員会等比率	71.4%	80%	90%	100%
	公募委員の女性の登用	—	10%	30%	50%
	審議会・委員会等の女性の登用率	19.9%	22%	25%	30%
安心して子育てできる環境の整備	乳児保育施設	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	学童保育施設	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所
	各地区育児サークル	5地区	6地区	6地区	7地区
	地域子育てリーダー	6人	12人	24人	30人
	【講座受講生延べ人数】	【235人】	【310人】	【350人】	【400人】
	育児・託児ボランティア団体	1団体	1団体	2団体	2団体
女性の能力が発揮しやすい環境の整備	地域女性リーダー	—	—	5人	10人
男女共同参画意識の醸成	男女共同参画出前講座数	—	4講座	10講座	20講座
	男女共同参画人材・データベース登録者数	2人	4人	10人	15人
	男女共同参画町民企画講座数	—	1講座	4講座	6講座
推進体制の確立	職員のファシリテーター	—	10人	20人	30人
	地区推進母体	—	—	4地区	7地区

## ■第4章 計画の推進

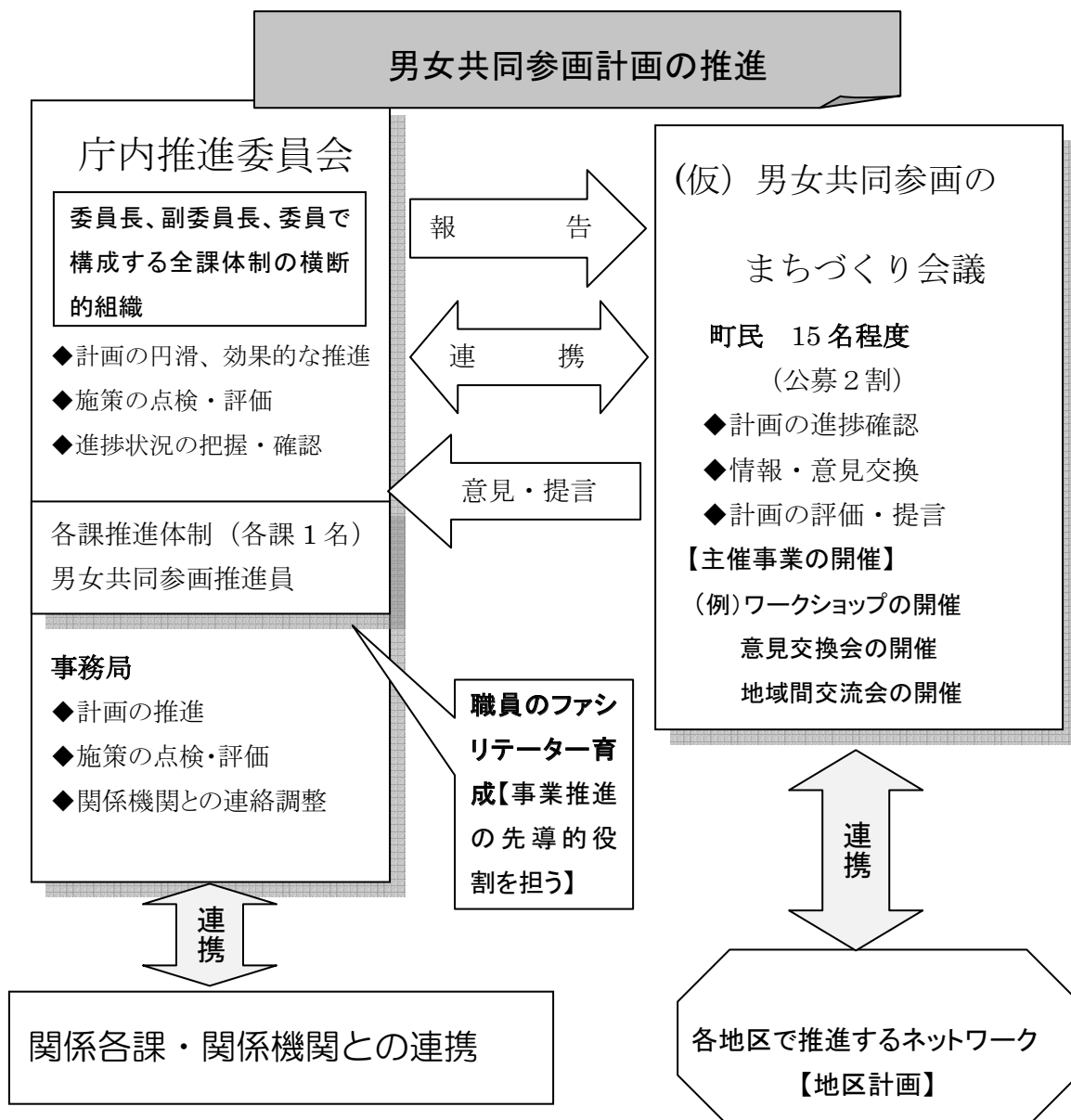
### 1 計画の推進体制

#### (1) 町民とともに推進する体制

町民とともに計画をスムーズに推進するために、町民による（仮）「男女共同参画のまちづくり会議」を設置し、計画の進捗状況の把握、情報や意見交換、提言を行います。

#### (2) 庁内での進行管理体制

町長部局に事務局を置き、行政内部の横断的組織として「庁内推進委員会」を設置し、計画を推進します。また、職員から広く意見を求め、計画推進に反映されるよう各課に男女共同参画推進員を配置します。



## 2 計画の進行管理

### (1) 計画の整合性の確保

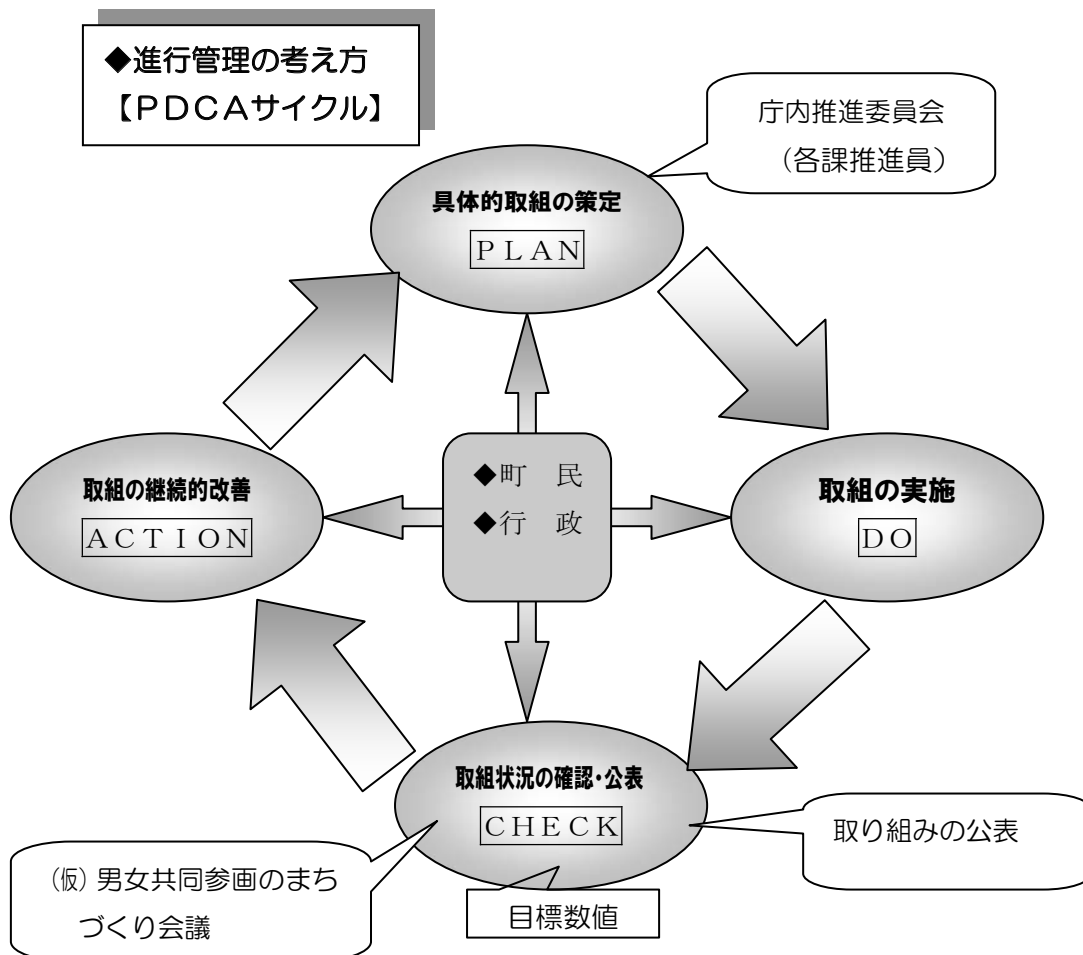
「第4次川西町総合計画」に示した男女共同参画関連施策に基づき、本計画との整合性を図ります。

### (2) 国、県との連携

国や県における男女共同参画に関する会議等への参加を含め、情報交換等について協力・連携を深めます。

### (3) 行政評価の活用

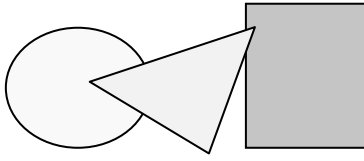
本計画は、全ての事務事業に対し男女共同参画の視点により見つけ直ししながら推進を図るものであります。実行性を確保するための手段として、社会状況の変化に応じて、新しい視点を取り入れながら、環境マネジメントシステムを積極的に活用し、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)のサイクルにより推進し、継続的に改善を図ります。



平成18年度からの具体的事業実施に向けて、年度毎にPDCAサイクルを活用し、事業を点検・評価し、改善を行い実施します。







## 資料編

◆ アンケート調査結果（抜粋）	31
◆ 男女共同参画基本法	37
◆ 計画策定の体制・フロー	38
◆ 計画策定の経過	39
◆ 川西町男女共同参画計画策定委員会名簿・計画推進会議委員名簿	43
◆ 川西町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	44

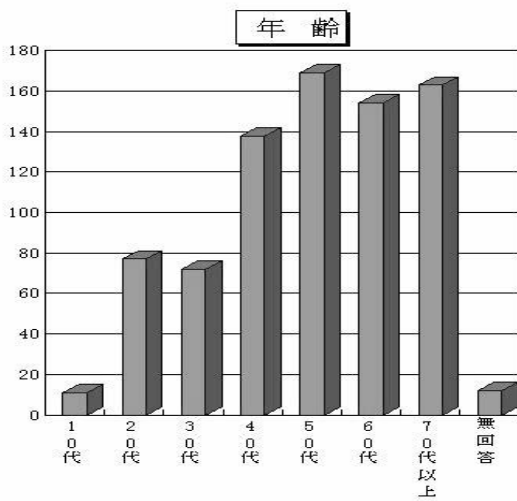
# 男女共同参画アンケート調査結果(抜粋)

## 1. 調査の概要

- 調査対象 平成17年3月31日現在の住民基本台帳登録者のうち、18歳から79歳までの町民の中から、2,000名を無作為。
- 調査方法 郵送による配布及び回収
- 調査期間 平成17年4月15日～平成17年4月28日
- 回収結果 有効回答 796名(回収率39.8%)

## 2. 回答の概要

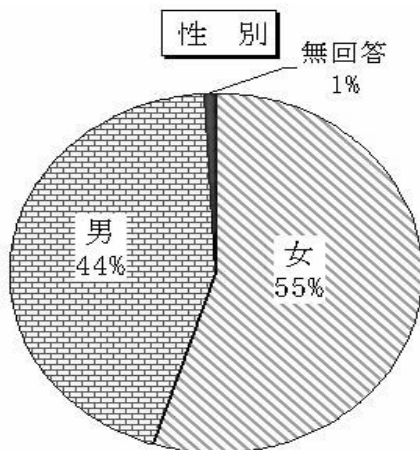
### ■ 年齢(年代)



A-2 年齢

選択項目	人数	構成比
10代	11	1.4%
20代	77	9.7%
30代	72	9.0%
40代	138	17.3%
50代	169	21.2%
60代	154	19.3%
70代以上	163	20.5%
無回答	12	1.5%
合計	796	100.0%

### ■ 性別

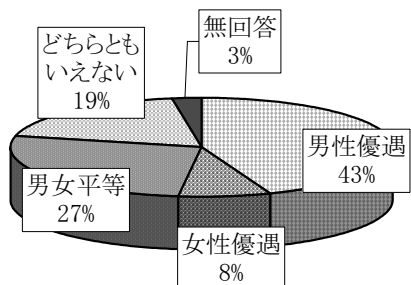


A-3 性別

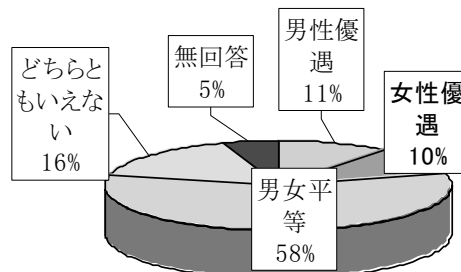
選択項目	人数	構成比
女	437	54.9%
男	353	44.3%
無回答	6	0.8%
合計	796	100.0%

● 男女の地位はどの程度平等か。

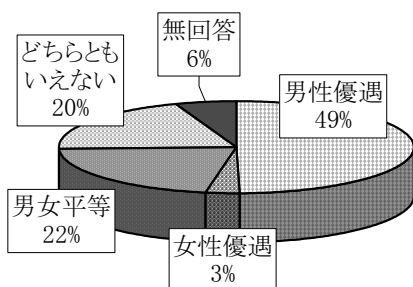
【家庭では】



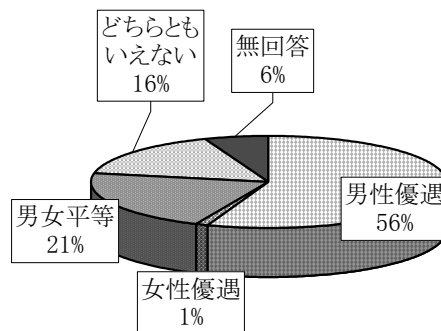
【教育では】



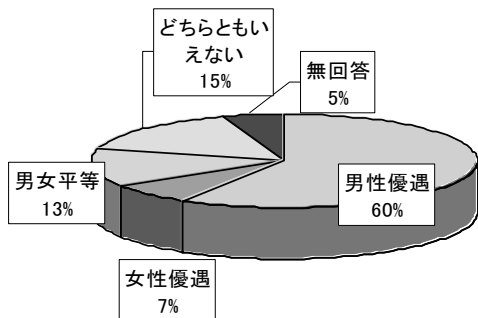
【地域社会では】



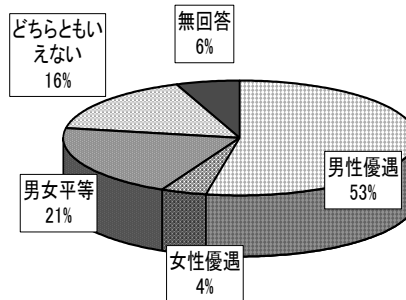
【政治では】



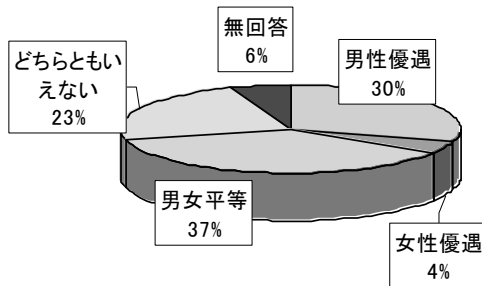
【習慣・しきたりでは】



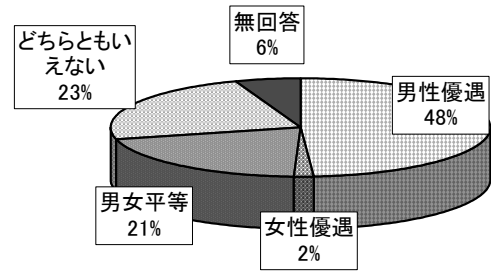
【職場では】



【法律・制度では】

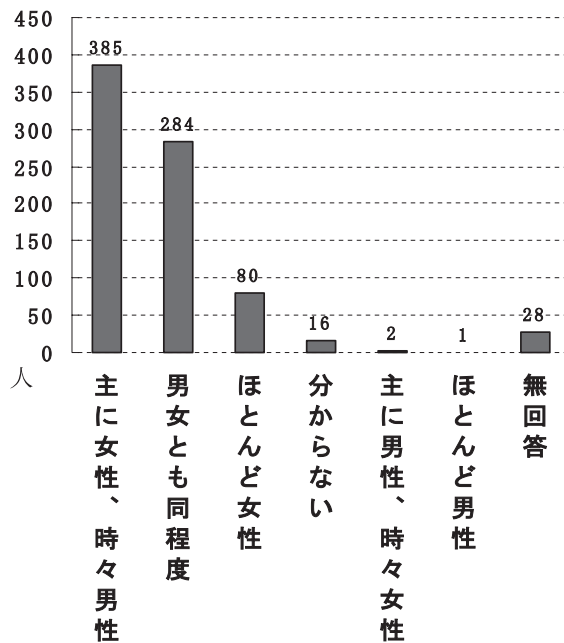


【社会全体では】

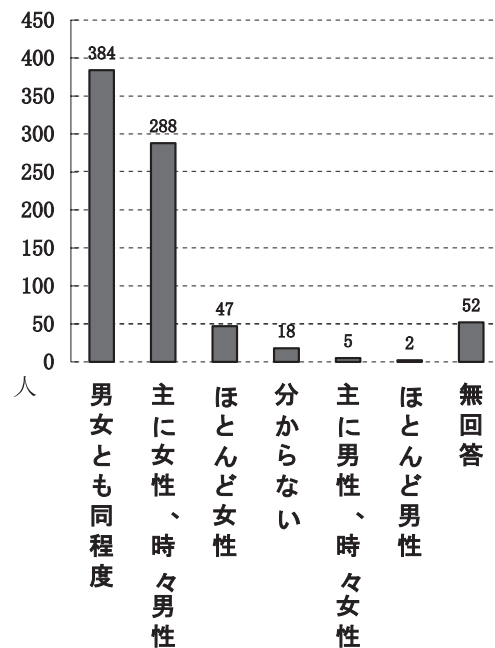


● 家庭内での役割はどうあるべきか。

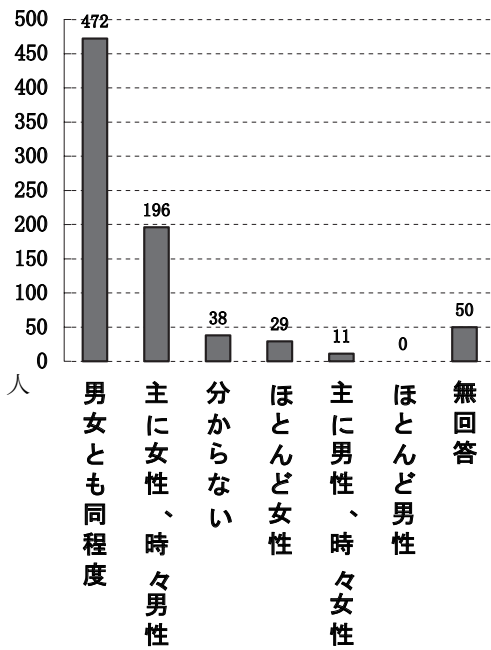
【家事】



【育児】

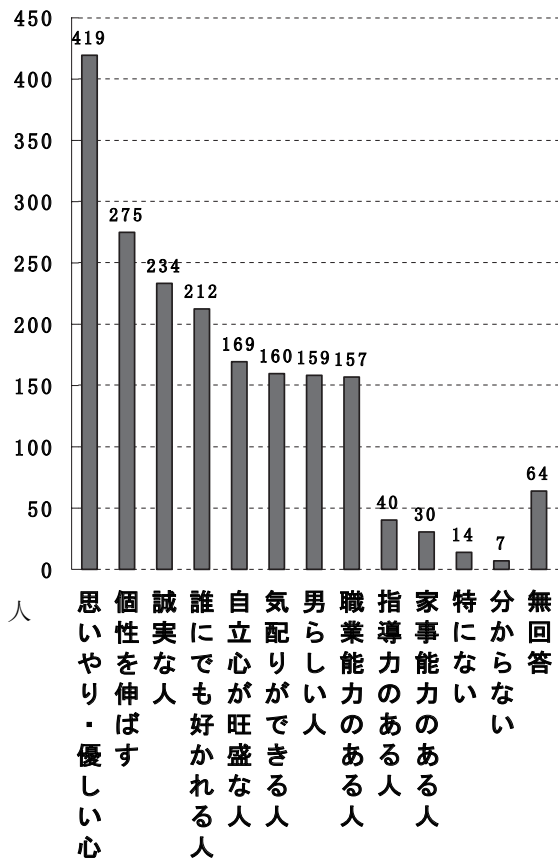


## 【介護】

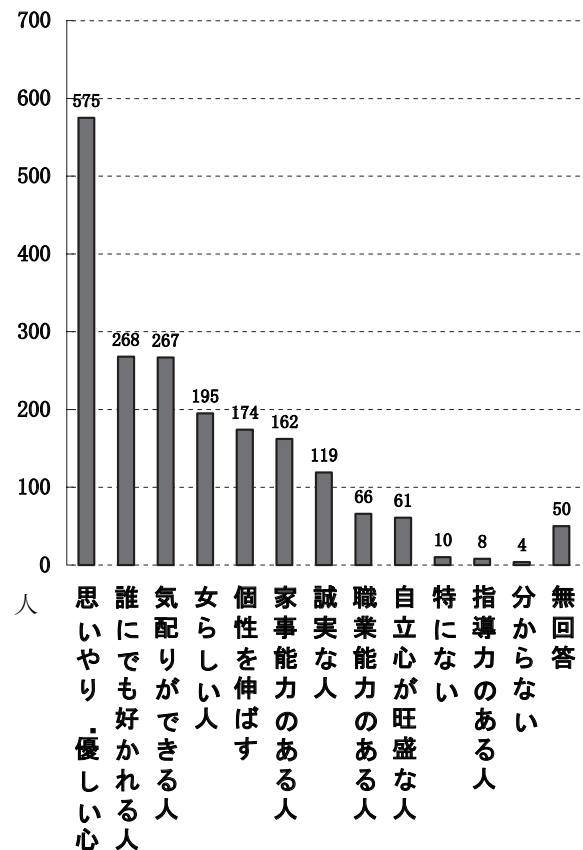


### ● 子どもをどう育てたいか。(複数回答)

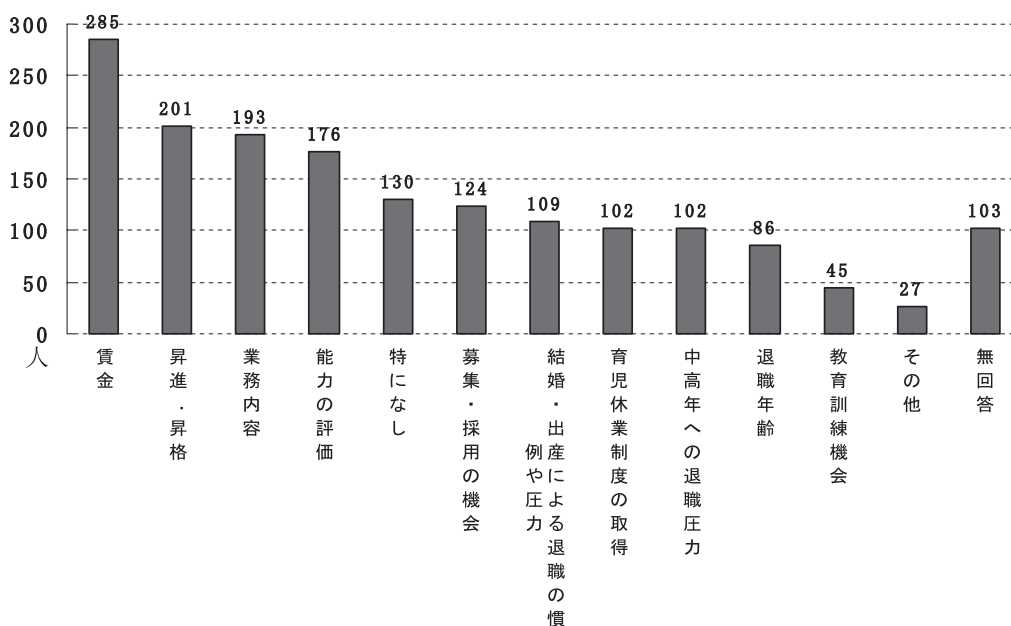
## 【男の子】



## 【女の子】



● 就業先で男女格差には何があるか。(3つ)



● 男女が働きやすい環境には何が必要か。(3つ)

順位	選択項目	人数	構成比
1	家庭や地域の理解	275	14.5%
2	学童保育などの育児サービスの充実	273	14.4%
3	育児休業制度、労働時間の短縮、フレックスタイム等の就業環境	229	12.1%
4	再就職のための求人情報の提供や支援	206	10.9%
5	家事、育児への平等な参画	181	9.6%
6	自らの職業意識・能力を高める	166	8.8%
7	ヘルパー派遣などの介護支援の充実	149	7.9%
8	パートタイマーの労働条件を改善する	149	7.9%
9	町民活動、NPOの育成支援など、町内の職場づくりを促進する	97	5.1%
10	昇進、昇級などの職場での男女平等	89	4.7%
11	その他	14	0.7%
	無回答	66	3.5%
	合計	1894	100.0%

● 男女が対等・平等の社会づくりに何が必要か。(3つ)

順位	選択項目	人数	構成比
1	「男だから」「女だから」の考えを改める	310	15.3%
2	家事、育児、介護など男女がともに責任を持ち、体制を整備する	248	12.2%
3	男女の自覚と意識を高める	239	11.8%
4	社会の慣習やしきたりを改める	205	10.1%
5	男女の経済的な自立	184	9.1%
6	家庭や学校で平等意識を育てる	174	8.6%
7	就業活動や職業上の格差をなくす	129	6.4%
8	女性が政治や社会活動に積極的に参加できる環境をつくる	109	5.4%
9	保育施設や介護サービスの充実を図る	99	4.9%
10	女性の人材育成や能力の開発を図る	76	3.7%
11	労働時間の短縮など労働条件を改善する	74	3.6%
12	法律や制度面の平等を進める	72	3.5%
13	自営業における女性の地位の向上を図る	30	1.5%
14	その他	13	0.6%
	無回答	69	3.4%
	合計	2031	100.0%



## 男女共同参画基本法

### ● 男女共同参画基本法

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会をつかっていくための5本の柱(基本理念)を掲げました。そして、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割(責務、基本的施策)を定めています。

### ● 基本理念－男女共同参画社会をつかっていくための5本の柱

#### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

#### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

#### 3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

#### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

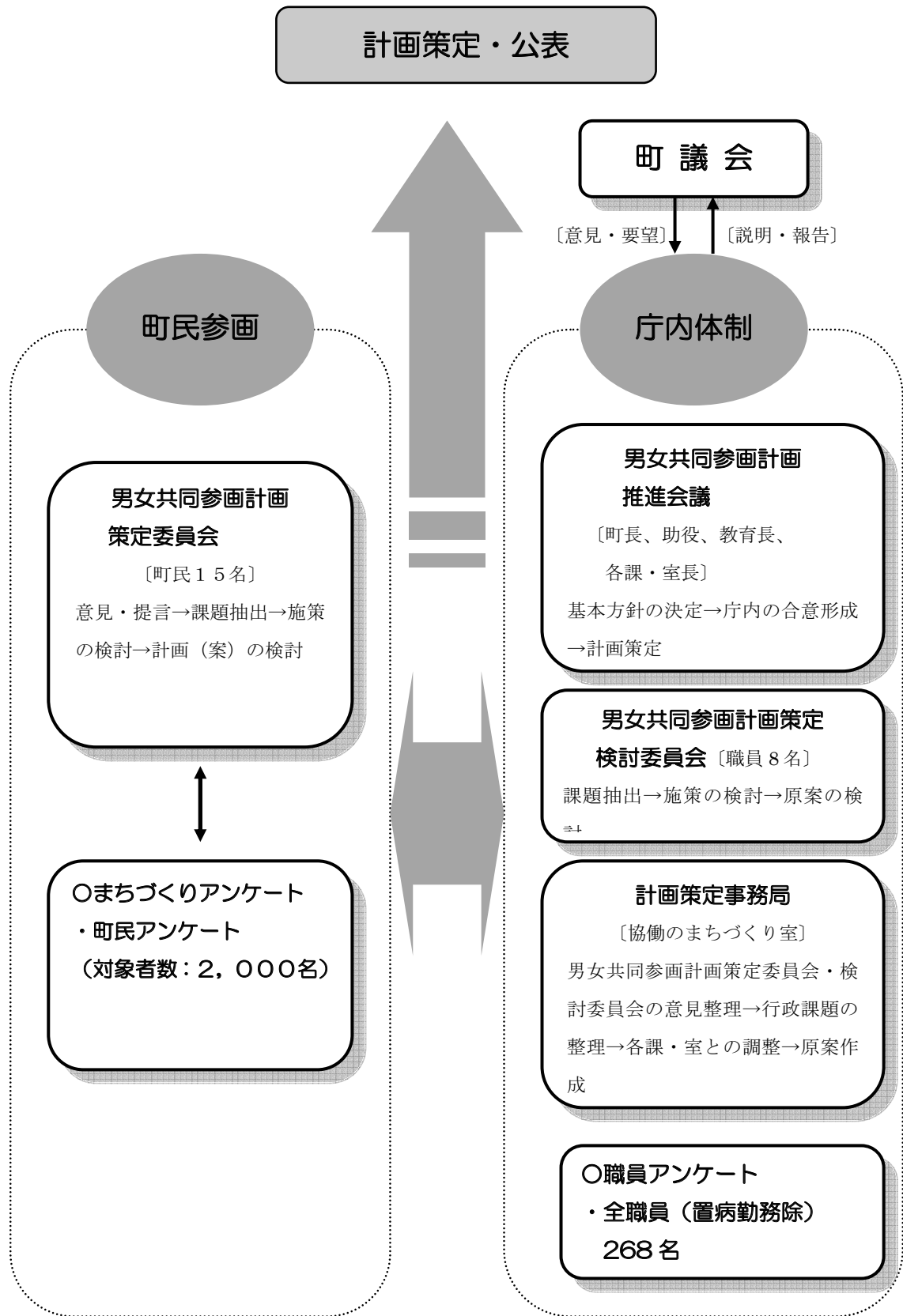
#### 5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とともに相互に協力して取り組んでいきましょう。

### ● 国、地方公共団体及び国民の役割

- 国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- 地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- 国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

計画策定の体制・フロー



## 策定経過

年 月 日	川西町男女共同参画 策定検討委員会	川 西 町 男 女 共 同 参 画 推 進 会 議	川西町男女共同 参画策定委員会	住 民 ・ 議 会
H16. 11. 19		(総合計画策定連絡協議会) ・男女共同参画計画の策定について		
12. 3	H16年度第1回会議 ・計画策定の進め方について ・検討委員会の役割について			
12. 8	第2回会議 ・「男女共同参画社会概要」研修会			
12. 10			H第1回会議 ・委嘱状交付 ・役員を選出について ・男女共同参画の考え方について	
H17. 1. 6	第3回会議 ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について			
1. 13	第4回会議 ・アンケート調査について			
1. 21		H16年度第1回会議 ・計画策定の進捗状況及び今後の進め方について		
1. 28			第2回会議 ・男女共同参画に係る研修 「男女共同参画のまちづくりー川西町の可能性ー」 講師：原田加矢乃氏 ・アンケート調査について	
H17. 2. 2	第5回会議 ・アンケート調査について			
2. 21	第6回会議 ・アンケート調査について			
H17. 4. 15		H17年度第1回会議 ・任命 ・男女共同参画策定の進捗状況について		15～28日 男女共同参画アンケート調査実施

年 月 日	川西町男女共同参画策定検討委員会	川西町男女共同参画推進会議	川西町男女共同参画策定委員会	住民・議会
4. 21	第1回会議 ・男女共同参画計画のイメージについて ・平成17年度スケジュールについて ・役場職員の意識調査について ・課題の洗い出し			
4. 27			第1回会議 ・平成17年度スケジュールについて ・課題の洗い出し(KJ法)	27日～5月13日 役場職員アンケート調査実施
5. 13	第2回会議 ・策定委員会KJ法の結果について ・男女共同参画に係わる行政施策の洗い出しについて			
6. 14	第3回会議 ・課題の洗い出し ・基本理念・基本目標・施策の柱について			
7. 1	第4回会議 ・川西町の統計からみる「男女共同参画」について ・男女共同参画計画の骨子について			
7. 14	第5回会議 ・学習会「男女共同参画のまちづくりのために」 講師：原田加矢乃氏			
7. 15			第4回会議 ・町民アンケート調査結果について ・計画骨子(案)について	
7. 22		第2回会議 ・アンケート調査結果について ・現状と課題について ・今後のスケジュール		
8. 4	第6回会議 ・「現状と課題」について ・基本計画骨子(案)について ・具体的施策について			

年 月 日	川西町男女共同参画策定検討委員会	川西町男女共同参画推進会議	川西町男女共同参画策定委員会	住民・議会
8. 19	第7回会議 ・「現状と課題」について ・基本計画骨子(案)について ・具体的施策(素案)について			
8. 25		男女共同参画計画打ち合わせ (三役・協働のまちづくり室)	第5回会議 ・「男女共同参画」・川西町の現状と課題について ・男女共同参画計画骨子(案)について	
8. 29		第3回会議 ・基本指針、骨子(案)について		
8. 31		男女共同参画計画(基本指針案)各課検討依頼		
9. 13 ～14		男女共同参画計画打ち合わせ (三役・政策総務課・協働のまちづくり室)		
9. 16				議会総務常任委員会 ・男女共同参画計画の基本指針(骨子案)について
9. 22				議会議員全員協議会 ・男女共同参画計画の基本指針(骨子案)について
10. 4	第8回会議 ・計画具体的施策(案)について			
10. 4 ～13		男女共同参画各課室等町長ヒアリング実施		
10. 17	・第9回会議 計画基本指針(案)について			
10. 19		第4回会議 ・基本指針(案)について		
10. 25			第6回会議 ・計画(基本指針・案)について	
11・11		男女共同参画計画に係る職員研修会 「今、なぜ男女共同参画社会が必要なのか」 講師：渡辺七子氏	第7回会議・研修会 「男女共同参画計画策定の意義」 講師：太田美恵氏	

年 月 日	川西町男女共同参画 策定検討委員会	川 西 町 男 女 共 同 参 画 推 進 会 議	川西町男女共同 参画策定委員会	住 民 ・ 議 会
11. 16	第10回会議 ・具体的取り組みと年次計画の検 討			
11. 21		第5回会議 ・計画(素案)について		
11. 30		男女共同参画計画策定事務局会		
H18. 1. 18		男女共同参画計画打ち合わせ (三役・協働のまちづくり室)		
1. 20		第6回会議 ・計画(素案)の提示 計画及び平成18年度事業の精 査(各課)		
2. 8		男女共同計画策定事務局会		
2. 9	第11回会議 ・川西町男女共同参画計画(案) について			
2. 10		男女共同参画計画打ち合わせ (協働のまちづくり室)		
2. 15		男女共同参画計画打ち合わせ (三役)		
2. 16			第8回会議 ・計画(案)について ・平成18年度具体的事業 (案)について	
2. 20		第7回会議 ・川西町男女共同参画計画(案)につ いて ・平成18年度具体的事業(案)につ いて		
2. 22				議会総務常任委 員会(所管事務 調査) ・川西町男女共同 参画計画(案)につ いて
3. 1		男女共同参画計画打ち合わせ (三役)		
3. 20				議会議員全員協 議会 ・川西町男女共 同参画計画につ いて

## 川西町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

職名	男女共同参画アドバイザー	原田加矢乃氏
----	--------------	--------

職名	氏名	職名	氏名
委員長	島貫明	委員	佐々木典子
副委員長	伊藤ヒサ子	委員	佐藤英樹
委員	井上晃一	委員	鈴木さく
委員	遠藤恵子	委員	竹田のり子
委員	遠藤宏子	委員	竹田るみ子
委員	大木宏敏	委員	西谷克彦
委員	神野恵隆	委員	保科明知
委員	昆邦子		

(敬称略、委員五十音順)

## 川西町男女共同参画計画推進会議委員名簿

<委員>		<検討委員会委員>	
会長 町長	原田俊二	委員 平伸一	教育文化課
副会長 助役	長谷川潔美	横山美喜子	健康福祉課
〃 教育長	竹田又右衛門	後藤哲雄	税務収納室
委員 政策総務課長	猪狩文昭	鴨智恵子	教育文化課
協働のまちづくり室長	多田敬吉	井上道子	健康福祉課
住民税務課長	伊藤孝憲	近祐子	産業創造室
税務収納室長	高橋款	鈴木優徳	政策総務課
健康福祉課長	冨塚孝雄	鈴木玄	地域整備課
産業振興課長	小田雄司		
産業創造室長	加藤竹志		
農地政策室長	生田敏一		
地域整備課長	山口稔		
上下水道室長	竹田利雄		
教育次長	清野孝		
出納検査課長	渡部順一		
子ども育成室長	小関記美子		
議会事務局長	横山昇		
消防長心得	高橋一雄		

## 川西町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

川西町告示第161号

平成16年12月1日

### (設置)

第1条 川西町男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、町民から幅広く意見を求めるため、川西町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画案に関する検討と提言
- (2) その他男女共同参画推進に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、男女共同参画社会の実現に関心のある者、識見を有する者及び公募による者のうちから町長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、所掌事務に関し、必要に応じ関係者から意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



